

11月10日



広報

川越

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 23-1450代

■発行人 川越市長 加藤 龍二

■編集 企画部企画課



親と子で“防火会議”

やめよう危険な寝たばこ

十一月二十六日から十二月二日まで、全国いっせいに秋の火災予防運動が実施される。

本年上半期中全国で発生した建物火災の件数は、二万二千三百七十七件で、昨年同様に比べ四百三十八件減少し、建物火災による死者数も九百二十五人で昨年より七十六人減少しています。

しかし建物火災のうち一般住宅の火災による死者は、昨年同様に比べると、三十余人も増加しております。

このような実態ですから、一般家庭においては防火意識をよりいっそう高めていただき、恐しい火災を出さないように心掛ける必要があります。

そこで、ここの火災予防運動では、「親子の防火会議」「たばこの投げ捨てと寝たばこの防止」「暖房器具の正しい使い方」「旅館、ホテル、百貨店等の消火、通報および避難訓練の実施」の四点を重点的に取り上げ、この運動を進めることにしています。

また川越市の消防本部でも、この運動と合わせて一般家庭の防火診断、消防車による夜間警戒、防火パトロール、たて看板、ポスターの掲示などを行ない火災予防を呼びかけることにしていますが、危険物安全協会でも、航空機や宣伝カーを利用して、広く市民に呼びかけを実施します。

市民のみならず、これから最も火器を多く使う季節を迎えますので、この運動の意義を再認識していただき、火災予防に協力ください。



火事と救急車は119

防火診断にご協力を

市の消防署が、各消防団の協力を得て例年実施している一般家庭の防火診断は、本年も十一月中旬から実施します。

係員が、防火診断のためお伺いした際は、お忙しいことは存じますが、よろしくご協力くださるようお願いいたします。

限度額が8万円に

＝保険税の一部改正＝

本年四月 地方税の一部が改正され、これにともなう国民健康保険税の一部も改正されました。

この改正によって、保険税の限度額が五万円から八万円に引き上げられました。

また、保険税の減額対象所得額も引き上げられ、低所得者に対する優待も拡大されました。

得税保険者が有利になりました。国民健康保険税は、被保険者の所得、資産、世帯(世帯別平等割)人員(被保険者均等割等)をもとにして税が定められていますが、低所得世帯に対しては、税の負担を軽くするため、一定以下の所得の場合、被保険者均等割額および世帯平等割額を減額する制度があります。

こんどの改正のうち、減額対象所得額の引上げ関係は次のとおりです。

改正前は、所得額が十三万円以下の世帯が、減額の対象とされていましたがこれが十四万円になり、所得額が十三万円以下で、減額対象とされなかった世帯が、減額対象とされるようになりました。

また、所得額が十四万円以上あっても所得額が、被保険者(納税義務者を除く)一人について八万円(改正前六万五千円)に十四万円(改正前十三万円)を加算した金額以下の世帯であれば、均等割額および平等割額がそれぞれ四割減額されます。

たとえば、二人世帯の場合は、二十二万円(改正前十九万五千円)三人の場合三十万円(改正前二十六万円)以下の所得ならば減額されるわけです。

霞ヶ関北公民館 1日からオープン

霞ヶ関北出張所とりの角栄センターが、十一月一日から霞ヶ関北公民館として開館することになりました。

使用料等は下表のとおりです。

なお、電話は当分の間、霞ヶ関北出張所三〇二二番をご利用ください。

霞ヶ関北公民館使用料(単位:円)

室名	昼間			夜間	昼夜一日
	午前	午後	昼間一日		
会議室	150	200	350	300	550
和室	50	100	150	100	250

※午前=9時~12時、午後=1時~5時
夜間=5時30分~9時30分

表紙写真

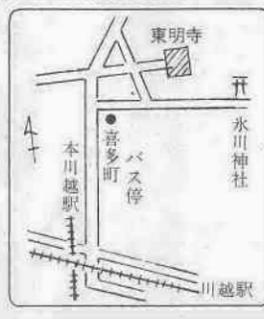
*東明寺と川越夜戦跡(昭和三十三年市指定文化財)

川越夜戦は、今から四百年余りに川越城争奪のために起きた戦いで、戦場の中心は東明寺付近でした。そこでこの夜戦は、東明寺夜戦ともいわれています。

川越城は、長祿元年(一四五七)に関東管領上杉持朝が太田道真・道灌の父子に築かせたものですが、八十二年には小田原の北条早雲の子氏綱に占領され、これを取りかえそうと上杉氏は、八万の兵をもって川越城を包囲。

一方、包囲された川越城将福島綱成は、半年間のろう城にたえたのちようやく小田原の北条氏康と通じ、天文十五年(一五四六)の夜半八千の兵士を四隊に分け、同年四月二十日の宵闇に乘じ一挙に攻め込みました。上杉軍は大軍でしたが軍令を怠っていたため不意をつかれ、人馬とも騒動し合戦に出合った者は一割に過ぎなかったといわれています。上杉朝定は乱軍のうち討死し他の家臣たちもあえない最後をとげました。

この夜戦は、敵島の夜戦、桶狭間の夜戦と共に三天夜戦として



現在使用している米穀購入通帳(一般用、業務用)の有効期間は、一般用がことしの十一月三十日、業務用が十月三十一日までとなっていますが、この有効期間が、それぞれ一年延長になりました。したがって有効期間は、一般用が昭和四十七年十一月三十日まで、業務用が昭和四十七年十月三十一日までとなります。

米穀購入通帳有効期間が再延長

現在使用している米穀購入通帳(一般用、業務用)の有効期間は、一般用がことしの十一月三十日、業務用が十月三十一日までとなっていますが、この有効期間が、それぞれ一年延長になりました。したがって有効期間は、一般用が昭和四十七年十一月三十日まで、業務用が昭和四十七年十月三十一日までとなります。

水洗可能区域が拡大

十月二十一日から次の地域が水洗可能区域になりました。

▽岸町一丁目一五・一六・一七
一八・一九番地全域、二〇番地一・二五、二二番地六・九、二三番地九・一〇、二三番地六・七、一〇・二六、二四番地一・七、一六・二八・四二、二五番地一・七、二六番地一・六



陸・海・空 自衛官募集

老齢年金が繰上げ支給

＝対象は65歳以上の身障者＝

老齢福祉年金は、高齢のために国民年金に加入できなかった方が対象として、七十歳から支給されてくる年金ですが、身体障害者で悩みの方に対しては、特に繰り上げて、六十五歳から支給できるように改正されています。

適用は、本年十一月一日から一日から一日まで、市役所の保険年金課か出張所の窓口で申し出ていただきます。

繰り上げ支給が対象となる、身体障害者の程度は、国民年金法で定める二級程度の障害の場合で、次のような状態です。

障害の範囲は、目、口、耳、手足などのほか、結核その他内部疾患、精神病関係など、あらゆる病状やけがによるものが含まれます。

▽両眼の視力の和が〇・〇八以下(物の輪郭がどうやらわかる程度)のもの



川越市美術展が開かれました。

第二十回市美術展

知事賞に 眞の飯島さん

十月二十九日から十一月一日までの四日間、市民会館で第二十回川越市美術展が開かれました。

応募点数は、日本画三十五点、洋画九十九点、工芸五十六点、書百八点、写真三十九点、花五十七点、計二百九十九点です。

審査の結果、次の方々が入賞しました(敬称略)

〔知事賞〕 眞の飯島さん
〔市長賞〕 眞の飯島さん
〔市議会賞〕 眞の飯島さん
〔市民賞〕 眞の飯島さん

〔市長賞〕 眞の飯島さん
〔市議会賞〕 眞の飯島さん
〔市民賞〕 眞の飯島さん

掛金は月額四百円から

企業の繁栄に中退金を

事業主のみならず、中小企業でも従業員に退職金が確実に支給できるようにするための、国の退職金共済制度があるのを、存知ですか。よい従業員の確保と企業繁栄の基礎を築くため、そろってこの制度をご利用ください。

事業主が中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を結び、毎月従業員一人一人の掛金をお近くの金融機関に納めます。従業員が退職したら、所定の退職金を事業主から受け取れます。

掛金は、月額四百円から四千元までの十六種類あり、従業員個人ごとに決められます。掛金は全額事業主の負担となっています。

共済制度の特色

- ①退職金には国庫補助金がつき、掛金は、月額四百円から四千元までの十六種類あり、従業員個人ごとに決められます。掛金は全額事業主の負担となっています。
 - ②事業主が中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を結び、毎月従業員一人一人の掛金をお近くの金融機関に納めます。従業員が退職したら、所定の退職金を事業主から受け取れます。
 - ③毎月わずかの掛金で将来多額の退職金が用意できますし、そのうえ掛金は、法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として、それぞれ全額免税となります。
 - ④この制度に加入している企業は、従業員のための福利厚生施設をつくる資金の融資が受けられます。
- ※このほか、退職金額やわからないことは川越労働事務所か市役所商工観光課へお尋ねください。



陸・海・空 自衛官募集

文化財愛護の絵と写真

文化財愛護の関心を高める目的で募集した郷土をえがく絵(小・中学生および文化財写真(一般)には、絵の部二百二十一点、写真の部三十七点の応募がありました。審査の結果次の方々が入賞と決まりました。(敬称略)

— 入選者きまる —

絵の部

- 【小学校一年】
 - ▲金賞Ⅱ▽かたぎたつお霞ヶ関
 - ▲銀賞Ⅱ▽とくやまたかゆき(中央、▽西潟勝利(高階南)
 - ▲銅賞Ⅱ▽いわいたつお(川越第一)、▽内藤としみ(武蔵野)、▽新井 衛(古谷)
- 【小学校二年】
 - ▲金賞Ⅱ▽元田章子(中央)
 - ▲銀賞Ⅱ▽さいとうたかし(武蔵野)、▽天沼由明(古谷)
 - ▲銅賞Ⅱ▽森田ひろゆき(武蔵野)、▽田中みのる(芳野)、▽監物真一(高階南)
- 【小学校三年】
 - ▲金賞Ⅱ▽田口理恵(武蔵野)
 - ▲銀賞Ⅱ▽渡辺圭子(川越)、▽金谷真理子(仙波)
 - ▲銅賞Ⅱ▽長坂博行(月越)、▽大隅八重子(高階)、▽山崎保之(大東)
- 【小学校四年】
 - ▲金賞Ⅱ▽須賀 淳川(越第一)、▽増田威郎(泉)、▽梅原公男(芳野)、▽松本美千代(高階南)、▽栗原俊明(霞ヶ関)
- 【小学校五年】
 - ▲金賞Ⅱ▽前田加津美(古谷)
 - ▲銀賞Ⅱ▽しまだ充子(川越)、▽石山芳行(月越)
 - ▲銅賞Ⅱ▽佐伯りえ子(川越)、▽野沢弘美(武蔵野)、▽杉浦増男(古谷)
- 【小学校六年】
 - ▲金賞Ⅱ▽鈴木勝行(川越第一)、▽山田克美(芳野)、▽生夫目映一(高階南)、▽関根孝子(大東西)、▽大野昌美(霞ヶ関)
- 【中学校一年】
 - ▲金賞Ⅱ▽永島英明(川越第一)、▲銀賞Ⅱ▽福島玲子(初雁)
 - ▲銅賞Ⅱ▽齊藤郁夫(川越第一)、▽田畑智子(福原)
- 【中学校二年】
 - ▲金賞Ⅱ▽平井幸夫(初雁)
 - ▲銀賞Ⅱ▽鈴木淳子(福原)
 - ▲銅賞Ⅱ▽重田公子(川越第一)、▽原田久美子(大東)
- 【中学校三年】
 - ▲金賞Ⅱ▽貝野敦子(初雁)
 - ▲銀賞Ⅱ▽齊藤敏江(東)
 - ▲銅賞Ⅱ▽小河原裕(福原)、▽栗原美子(大東)



(本丸御殿に展示した入賞作品)

写真の部

- ▲金賞Ⅱ▽水島令一(元町一丁目)
- ▲銀賞Ⅱ▽大友 誠(大字砂新田八五六一)、▽鈴木保之(大字今成六〇五一三)
- ▲銅賞Ⅱ▽発知利治(大字笠幡三八〇七五)、▽小川悦計(新宿町三丁目二一七)、▽滝沢鉄男(日高町)

市長賞に笠松さん

読書感想文入選者発表

市立図書館と家庭文庫友の会が昭和四十六年度の読書週間行事の一環として行なった、「読書感想文の募集」には三十五点の作品がよせられました。審査の結果次の方々が入賞しました。(敬称略)

夏休み中三時間ほど家事から解放された時間があつたので、石井桃子さんの「子どもの図書館」を読んだ。これを短時間に一気に読み終えたのは、児童文学を志す同性(すでに大御所的な存在である作者ではあるが)の心の要求から始められた仕事の過程に強い関心があつたからである。

それは自分の心の動きと裏腹に、カリキュラムのしがらみからの中へしゃむに子どもを追ひこみ、あれもこれもと雑多な要求を子どもにつまつけることにより仕事を進めている、自分の心ふか常にはひそんでいる間でもあつたわけである。

動機はともかくとして、この本を読んで私が日頃持つていた読書指導でのかまそといったもの、それが子どもたちを本へいざなうことへの大きな壁になっていたのだということに気がついた。

読書は楽しいもの、自由なもの、頭では考えながらも、ひとたび学校での読書学習の時間になると、この本一冊を読んだのだから、子どもたちに何かをさせなければならぬ、それが何と何と何であつたかを、せつからに教師である私に告げようことを要求した。

「子どもの図書館」を読んで

笠松 堯子

波少年文庫の編集部あてに出した手紙の全文が紹介されている。そして彼女が若少年文庫の何冊かをとりあげて書いた短い感想文のついでに、その簡単な、ずばり一言的表現に、並々ならぬ読書力がうかがえるし、またこのびびりた感想に、いかにも本の世界を自由にかけめぐっている楽しさが感じられる。また文庫へ通つてくる子どもたちひとりひとりの個性の楽しさにもふれながら、知らず知らず本に

【入選】
▽市長賞Ⅱ「子どもの図書館」を読んで：笠松堯子(大字の場二四七)

「子どもたちの図書館」を読んで：細野政子(旭町一三三)
▽教育委員会賞Ⅱ「白い巨塔」に思う：斎藤八重子(南通町二)

「子どもたちの図書館」を読んで：笠松堯子(大字の場二四七)

「子どもたちの図書館」を読んで：笠松堯子(大字の場二四七)

「子どもたちの図書館」を読んで：笠松堯子(大字の場二四七)

職業訓練校生徒募集

川越は溶接科の七十人

川越専修職業訓練校では、本年度の養成訓練生を次のとおり募集しています。

募集科目・定員
板金科Ⅱ四十人(期間一カ年)
溶接科Ⅱ三十人()

▽応募資格
義務教育を終了し、健康で修業意志のしっかりしたものである。

▽受付期間等
よび面接
願書受付Ⅱ十一月二十日から十二月六日まで。
面接Ⅱ十二月十五日

▽入校手続
揭示発表Ⅱ十二月二十日
入校願、調査書および在学する学校長の推せん書を訓練校または職業安定所に提出してください。

該当者は至急申請を

軍人恩給法の一部改正

このほど、軍人恩給法の一部改正が行なわれました。

この改正によって該当者には本年十月一日から一時恩給が支給されますから該当する方は至急申請してください。

一時恩給の支給を受けられる該当者
▽引き続き実在職年が三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人で、下士官以上として在職年が一年以上あるもの
▽旧軍属として引き続き実在職年が三年以上であるもの
また一時恩給の受給該当者が、死亡している場合は、その遺族に一時扶助料が支給されます。

ただし、年金恩給、共済年金等を受給している方は除かれます。

申請手続、および不明の点等は、市役所の社会課へお問い合わせください。

福祉係



- ①老人福祉の関係
おとしよりが健康で、そして地域社会の中で活動できるようにするために、次のような仕事をしています。
- ▽老人健康診査Ⅱ毎年六十五歳以上のおとしよりを対象に、無料で健康診査を行なっています。
- ▽高齢者医療費の給付Ⅱ老齢福祉年金等を受給されている方が医療機関にかかった場合に、本人の支払分を助成する仕事をしています。なお、医療費の給付を受けるときには、事前に登録が必要ですから該当する場合は、係から受給資格証の交付を受けてください。
- ▽老人クラブの育成Ⅱ市内には現在百三十の老人クラブが結成されており、会員は七千五百人にのぼっています。これから老人クラブを結成しようとする場合の相談やクラブの事業あるいは活動などについての指導をしています。なお市では、一クラブにつき年額二万円の運営費を補助します。
- ※このほか、各種老人ホーム
- ②身体障害者福祉の関係
身体障害者の福祉に関する相談業務をはじめ、次のような仕事をしています。
- ▽手帳の交付申請の受付Ⅱ身体障害者手帳は、障害者自身の援護の基準となるものです。障害の程度に応じて第一種(重度)、第二種(軽度)および一級から六級まで区分されていますが、これらの受付事務をしています。
- ▽補装具の交付および修理Ⅱ障害の程度によって教種類の補装具があり、必要に応じ交付または修理が受けられます。
- ③精神薄弱者福祉の関係
精神薄弱者援護のため、精神薄弱者またはその保護者からの相談に応じ、必要な指導を行なっています。
- ④児童福祉の関係
児童福祉法に基づく満十八歳未満の児童を対象に、次のような相談業務をしています。
- ▽ちえ遅れ、肢体不自由児童の措置に関する相談
- ▽母子家庭や共働きをしている家庭の児童に関する相談
- ▽母子寮入所等の相談
- ⑤母子福祉の関係
母子家庭の生活安定と向上のために必要な、次の仕事を行っています。
- ▽母子福祉資金および寡婦資金Ⅱ必要に応じ修学資金、住宅および生活資金等を貸付します。

社会福祉事務所

おしせ

妊婦教室で、丈夫な赤ちゃんを

○とき：十一月十五日(月)・二十一日(月)・二十九日(月)、午後一時三十分～四時

○ところ：中央公民館

○対象：本庁管内に居住し、現在妊娠している方(参加される方は母子健康手帳をお持ちください)

○内容：妊娠、出産、育児、胎教に関する事

○受講料：無料

○定員：四十人(ただし、定員になり次第締切ります)

○申込み：十一月十三日(土)までに市役所衛生課係係か中央公民館へお尋ねください。

民館へお申し込みください(電話でも受け付けます)

※くわしくは、市役所衛生課係係(☎三三二一四五〇内線七二番)か中央公民館(☎三三二一三九四)へお尋ねください。

文化映画の夕べ

第二十三回市民文化祭の一環として、文化映画の夕べを次の要領で開催いたします。多数おいでください。

○とき：十一月二十日(土)、午後六時三十分～八時三十分

○ところ：川越市中央公民館

○プログラム

▼おかしなおかしな星の国(マンガ、カラー、二十分)

消費生活

一日教室(十二月)

○ところ：川越消費生活センター(川越市松江町二二一八)

○受講料：無料

○申込み：川越消費生活センターか市役所商工観光課へお申し込みください。手紙・電話でも受け付けます

※なお、くわしくは、川越消費生活センター(☎三三二一三五八〇九)か市役所商工観光課(☎三三二一四五〇内線二四番)へお尋ねください。

一日教室(12月)

日時	テーマ	講師
2日(木)	火災と新建材	川越消費生活センター職員
9日(木)	正月料理(材料の選び方・作り方)	
16日(木)	肌着について	
23日(木)	おとうふを調べる	

※時間はいずれも午後1時30分～4時までです。

▼埼玉だより第二百号(川越編、白黒十分)

▼津軽の子ら：津軽のリンゴ園に育ったわんぱく兄弟とその友だちが、働くことの尊さ、お金の値うちを覚えてゆく過程が、美しい自然を背景に展開してゆく(ドラマ、白黒、四十分)

▼沖繩の母たち：太平洋戦争末期に荒野と化した沖繩、あれからすでに二十五年、この沖繩で未来の夢を子どもにかけ、平和を願いながら真剣に生きる母親たちの姿を、沖繩の美しい風土や伝統芸術とともに描く(記録、カラー、三十分)

※プログラムに一部変更がある場合があるかもしれません。ご了承ください。なお、幼児は父兄同伴でおいでください。

第四回料理講座

○とき：十一月二十日(土)二十七日(土)十二月四日(土)十一日(土)、毎回午後一時三十分～四時

○ところ：中央公民館調理実習室

○定員：三十五人(申込み順、定員になり次第締切ります)

○対象：市内に在住、在勤する女性

○受講料：無料(ただし、材料費として千円)

○内容：正月料理・家庭の客料

○申込み：十一月十五日(月)から受け付けます。材料費を添えて中央公民館へお申し込みください。

※くわしくは、中央公民館へ

婦人の作品展

- とき…11月23日(祝)午前10時～午後4時
- ところ…婦人会館
- 作品…いけ花、手芸品、習字、絵画、はり絵、俳句他



第七回市民歩け運動にご参加を

○とき：十一月二十一日(日)午前七時出発(雨天の場合中止)

○集合：午前六時四十五分、中央公民館前広場

○コース：中央公民館 伊佐沼 中央公民館(約八キロ)

○服装：軽快なもの、運動靴

※参加希望者は十一月二十日(土)までに、中央公民館、南公民館(☎四三三〇〇三八)へ

第十二回文化財めぐり 参加者募集

○とき：十一月二十五日(木)午前九時市民体育館前出発

○見学地：さきたま資料館(行田市)・県立博物館(大宮市)

○定員：四十人(定員になり次第締切ります)

○対象：市内に在住、在勤の方(初めの方優先)

○費用：無料(ただし、入館料が若干必要です)

○申込み：十一月十七日(水)～十九日(金)までに市教育委員会社会教育課(☎三三二一四五〇内線九三番九四番)へ

※小雨決行、昼食、入館料は各自用意ください。

銃猟禁止 区域が拡大

区域が拡大

十月一日から銃猟禁止区域が拡大になりました。従来の禁止区域は霞ヶ関地区の一部(大字的場)のみでしたが、今回、同地区の区域を拡大するとともに、福原地区の一部が新しく禁止区域に加わりました。狩猟者の方は、とくに事故のないよう十分注意していただくようお願いいたします。

禁止区域は大字的場、大字笠幡、大字砂久保、大字今福、大字下松原、大字上松原、大字中福、大字下赤坂地内の一部です。

なお、禁止区域には立て札が立ててあります。くわしいことは市役所農務課か川越農林事務所へお尋ねください。

下水道工事店の指定

川越市の下水道工事店として三店が新しく指定になり、一店が取消しになりました。

▽十一月一日付で指定した工事店

○西野設備Ⅱ大字豊田本一九七五(☎四二一〇四三九)

○原田設備工業所Ⅱ大字石田五五二(☎三三三〇〇九九)

○小林水道工業所Ⅱ大字上寺山一六一(☎二四一三九二三)

▽十一月一日付で指定を取消した工事店

○協永水道設備工事店

巡回行政相談

○とき：十一月二十二日(月)午後一時～四時

○ところ：南古谷出張所

○相談員

- ・行政相談委員：小山 辰吉
- ・県行政相談員：新井 勝夫

※納期のご案内※

今月納めていただくのは、

■固定資産税……………第3期

です。

11月末日までに納めましょう。

市議会第六回定例会終る

昭和四十五年度水道事業会計決算など

会期三十日間にわたり慎重に審査

市議会第六回定例会は、九月二十一日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「昭和四十五年度埼玉県川越市水道事業決算認定について」ほか、二十四件でした。

▽ 第一日(九月二十一日)は、会期を、十八日間と決定し、諸報告のうち「継続審査」となっております「市内大手町地域内の工場から発生する公害に対し配慮方請願について」「川越市総合振興計画(基本構想)を定めることについて」の、厚生

常任委員長ならびに、川越市総合振興計画特別委員長報告を、実施し、採決した結果「請願一件」は、常任委員長報告どおり「採決」し「総合振興計画」は特別委員長報告どおり「継続審査」とすることに決定いたしました。

曜日のため、休会。
▽ 第十四日(十月四日)は、議員提出案の「日本国と中華人民共和国との国交回復に関する決議」(沖繩に関する決議)を、それぞれ、単独議題とし、提案理由の説明、討論のうち「記名投票」による採決を実施した結果、否決されました。

▽ 第十八日(十月八日)は、前日に引き続き、七議員による一般質問を実施。
▽ 第十九日(十月九日)も、前日に引き続き、八議員による一般質問を実施。

▽ 最終日(十月二十日)は、請願および議案の審査に対する経過ならびに結果について、各常任委員長ならびに特別委員長の報告があり、その報告に対する質疑・討論のうち請願七件を採択し議案一件を「継続審査」とし、議案二十四件を原案可決し閉会いたしました。

なお、審議した内容は、別記のとおりです。

市議会だより



【体 育 の 秋】

ついで「昭和四十五年度埼玉県川越市水道事業決算認定について」ほか、二十四議案の提案理由の説明。

▽ 第十五日(十月五日)は「昭和四十五年度埼玉県川越市水道事業決算認定について」ほか、四議案を質疑ののち、各関係常任委員会に、その審査を付託。

▽ 第二十一日(十月十二日)は、総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が、付託案を審査。
▽ 第二十二日(十月十三日)より、第二十六日(十月十六日)は、委員長報告整理のため、休会。

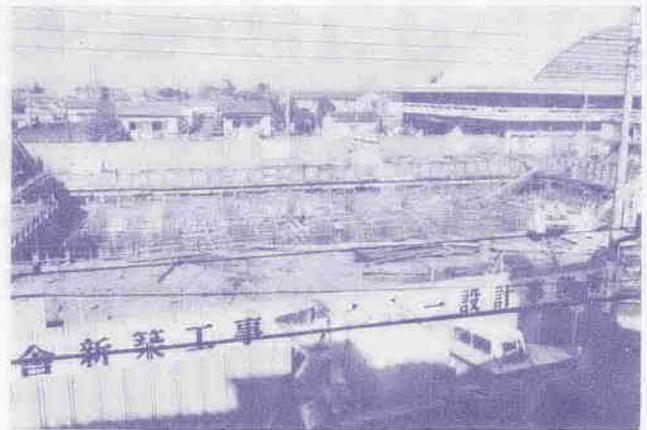
市議会第三回定例会において、「継続審査」の付託となっており、八月二十七日・九月三日、川越市総合振興計画(基本構想)を定めることについて、八月二十七日・九月三日、九月十四日の、三日間にわたり「川越市総合振興計画特別委員会」が、開催され、慎重に審査した結果「全審査の終了が期せられなため、なお継続審査とすることに決定したものの、特別委員長報告が、市議会第六回定例会第一日(九月二十一日)になされ、審議した結果、特別委員長報告どおり「継続審査」とすることに、決定いたしました。

- ▽ 第二日(九月二十二日)は、議案研究のため、休会。
- ▽ 第三日(九月二十三日)は、日程に入らず、散会。
- ▽ 第四日(九月二十四日)は、祝日のため、休会。
- ▽ 第五日(九月二十五日)は、日程に入らず、散会。
- ▽ 第六日(九月二十六日)は、日曜日のため、休会。
- ▽ 第七日(九月二十七日)より、第十二日(十月二日)までは、日程に入らず、散会。
- ▽ 第十三日(十月三日)は、日

- ▽ 第十六日(十月六日)は「川越市婦人会館条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか、十九議案を質疑ののち各関係常任委員会に、その審査を付託。
- ▽ 第十七日(十月七日)は、通告順に従い、八議員による、一般質問を実施。

- ▽ 第二十七日(十月十七日)は、日曜日のため、休会。
- ▽ 第二十八日(十月十八日)は水道決算特別委員会が、付託案を審査。
- ▽ 第二十九日(十月十九日)は、委員長報告調整のため、休会。

「継続審査」の付託となっており、八月二十七日・九月三日、川越市総合振興計画(基本構想)を定めることについて、八月二十七日・九月三日、九月十四日の、三日間にわたり「川越市総合振興計画特別委員会」が、開催され、慎重に審査した結果「全審査の終了が期せられなため、なお継続審査とすることに決定したものの、特別委員長報告が、市議会第六回定例会第一日(九月二十一日)になされ、審議した結果、特別委員長報告どおり「継続審査」とすることに、決定いたしました。



〔建設進む市庁舎〕

総合振興計画は更に「継続審査」

市議会第六回定例会に提出された請願は、つぎのとおりです。

▽ ゴミの収集及びし尿くみとりの改善について要求する請願について

は、「ゴミの収集日が祭日となるとばされて週一回となり、年末・年始には十数日も間がおかれたりゴミの置場に困るため、ゴミを取集する人員を増やし、収集日が、休祭日にあたる時は、必ず代替日を定め、夏は週三回にし、汲みとりは、定められたとおり月二回を必ず実行し、汲みとり料を無料にするよう、との主旨により、新日本婦人の会埼玉川越支部、請願人代表者、石田みち江氏ほか千三百八名より提出されたものです。

▽ 市内鯨井つし会地区に下水道設置並びに市道第四九〇五号線



〔市道第4905号線の道路〕

の舗装方請願について

は、鯨井つし会地区には、下水道がなく、毎日の汚水および雑排水の処理のため吸込穴を掘って処理しているが、今では、掘り返



〔ごみの収集〕

す敷地もないため、今後どう処理したら良いか困惑を深めている現状です。その善処方と市道第四九百五号線は、みよし団地工事のため幅員七メートルに拡張されたが、路面は穴だらけで、その上車がおとること、ほこりがひどく、道路沿いの家では窓もあけられず、洗濯物も干せない状態であり、かつ児童の通学路にもなっているため、一日も早く善処されたい、との主旨により、鯨井自治会会長、真仁田大三氏ほか二百十名より、提出されたものです。

▽ 市立川越第一小学校に体育館建設方請願について

は、川越第一小学校は、校舎ならびに諸施設は、着々充実されてまいったが、児童の体力増進強く明るい人間性の育成という見地から体育は今日一層重視されなければならず、しかしながら、現在、体育館の施設を欠くため悪天候の時はもちろん、冬季の冷たい埃風のなかなどでは、この体育ができません、さらに、児童会活動、クラブ活動、リズム運動の指導などにも不便が生じるため、校地内に敷地の余裕もあるので、ぜひとも体育館を建設されたい、との主旨により川越市立川越第一小学校愛校会代表、佐々木夫氏ほか千五百十五

名より、提出されたものです。

▽ 川越橋を永久橋に架け替え方請願について

は、市内石原町から小ヶ谷、上戸地区を経て、鶴ヶ島・坂戸・越生町方面に通ずる、市道の入間川に架設されている川越橋は、昭和三十一年六月に飯橋から、冠水橋として新設され、そのうち修理補強工事が施工され、現在に至っておりますが、二トン車以上の通行は禁止されているが、わが国経済の伸張は、いちじるしく、農業経営も近代化し、トラック耕運機を使用する大型農業に変わりつつあり、また反面住宅難による宅地造成化は、ますます進展しており霞ヶ関駅周辺の人口は日とともに増加の一途をたどり、市の施設として、入間川洪水敷に設備された運動場・上戸地区に建設が予定されている小学校の利用、東洋大学生、坂戸方面からの川越市内への自動車の利用などのため川越橋を永久橋に架け替えされたいとの主旨により、吉田武雄氏ほか三百七十五名より、提出されたものです。

▽ 仙波町経由、宮下町行バス運行路線存置方請願について

は、仙波町経由・宮下町行バス路線は、路線の変更または運行停止の計画があるやに仄聞いたる(道路整備)請願については、いま運転されている路線バスは、赤字やバスの大型化・ワンマン化にマッチしない道路事情により、廃止の方向に向いつつあるも

委員報告が、市議会第六回定例会第一日(九月二十一日)になされ、審議の結果、委員報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

委員 宇津木 清蔵
委員 木村 豊太郎
委員 後閑 芳雄
委員 山田 貞男
委員 中村 源次
委員 菊地 実
委員 宇津木 克雄
委員 戸田 正雄
委員 小金井 正三



〔永久橋が望まれる川越橋〕



のもあり、東武バスの川越市内、川越駅・大仙波まわり宮下行き、川越駅・仙波下まわり宮下行き、新河岸駅・中福線・西武バスの黒須循環なども予定され、また、川

転でできるよう整備されたい、との主旨により、川越市田町百十四番地三十七、薮島照次氏ほか二千八百八十八名より、提出されたものです。

▽ 傷病恩給増額に
傷病恩給額は、昭和二十八年以降の傷病恩給の改正で増額されてはきたが、現在同じ国家補償の生活保護法による、扶助料基準額を下回る支給額で、戦場において傷つた者に

対する補償額としては、大幅に低い額であろうと思われ、また傷病による老令化が著るしく稼働能力は極度に低下し、加えて急激な経済上昇の片隅で、毎日苦しい生活をしているため、国に対して傷病恩給増額の意見書を、提出賜わり改善に力添えをお願いしたいとの主旨により、川越市大字砂新田百五十一番地、川越市傷痍軍人会会長、白川正三氏ほか二十二名より、提出されたものです。

以上各請願は、市議会第六回定例会第二十一日(十月十一日)開催の、総務・文教・厚生・建設の各常任委員会にその審査を付託し審査した結果、各関係常任委員会において「採択した」むねの各常任委員長報告が、最終日(十月二十日)になされ、審議した結果、各

請願

「継続審査」の

越駅・岸町三丁目(南部循環)・新河岸駅・下新河岸も、同じ理由で、現在運転休止となっている。ついでに、川越市においては、一川越駅・大仙波まわり宮下行き、川越駅・仙波下まわり宮下行きについて、東武バスのいう仙波・小仙波市内のルートを農業高校裏(東側)に変更し、市野屋角・市役所裁判所を経て、宮下町にいたる路線とする案についての、農業高裏通りの道路整備。二、川越駅・岸町三丁目(南部循環)の岸町地内のルート変更による道路整備。三、中福・新河岸駅を踏切・下新河岸間の道路整備と、中福でUターンできるよう道路のすみ切り、または短落道路新設。四、黒須循環伊佐沼わき・黒須間の道路整備、など、いずれもワンマンバスが運



〔小学校にも体育館を〕

市議会第六回定例会第一日(九月二十一日)に、提案理由の説明があり、第十五日(十月五日)に質疑ののち「水道会計決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し、第二十八日(十月十八日)に慎重審査いたしたが、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により、継続審査」とすること、決算特別委員長の報告があり、最終日(十月二十日)に、審議した結果、つぎの議案は「継続審査」とすることに、決定いたしました。

水道会計決算は「継続審査」に

昭和四十五年度埼玉川越市水道事業会計決算認定について

委員 矢部 正左衛門
副委員長 宇津木 清蔵
委員 木村 豊太郎
委員 後閑 芳雄
委員 山田 貞男
委員 中村 源次
委員 菊地 実
委員 宇津木 克雄
委員 戸田 正雄
委員 小金井 正三



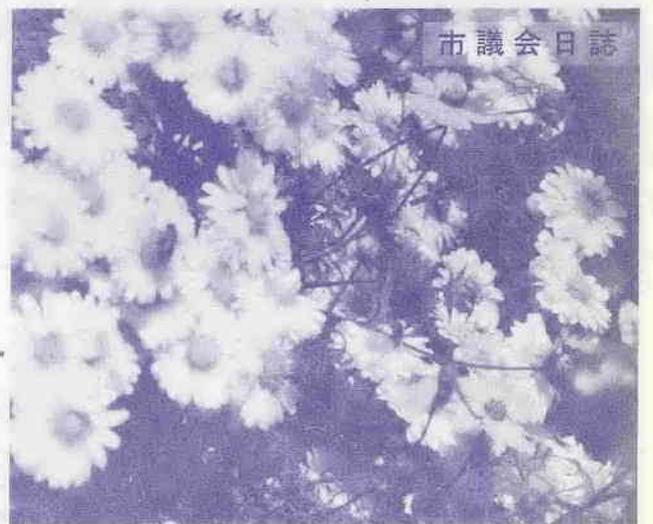
〔バス路線の確保〕

一般質問

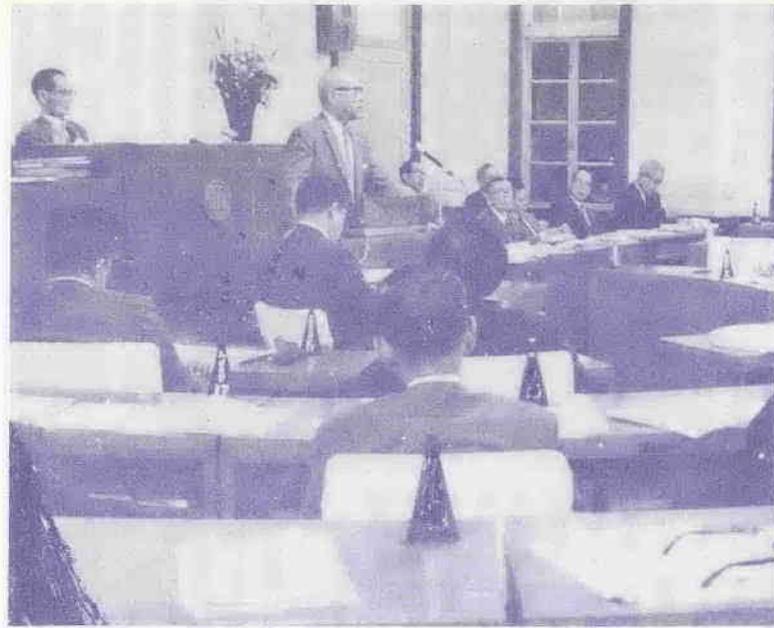
市議会第六回定例会第十七日(十月七日)に、八議員、第十八日(十月八日)は、前日に引き続き七議員、第十九日(十月九日)も前日に引き続き、八議員によりそれぞれ、つぎのとおり、一般質問が、実施されました。

- 関根 永吉 議員 一、心身障害者の福祉について
 二、精神薄弱児童及び身体障害児対策について
 山口 登 議員 一、温水プール建設について

- 二、心身障害者のための施設について
 森田 栄 議員 一、市街化区域農地の評価と農業振興について
 二、住宅団地対策について
 伊藤 義郎 議員 一、財政について
 原田 清 議員 一、西バイパスについて
 二、通学区の問題について
 宇津木 清蔵 議員 一、児童遊園地について
 二、通学路の整備について
 三、郷土芸能、祭り囃子の保存について
 中里 甲子寿 議員 一、移動図書館について
 二、郷土資料館建設について
 三、公民館職員等について
 中村 源次 議員 一、市民生活環境整備について
 二、都市づくりについて
 矢部 正左衛門 議員 一、自然公園の設置について
 二、農業振興対策について
 大泉 清 議員 一、防災対策について
 二、あき地対策について
 中野 清 議員 一、商業振興対策について
 二、川越駅前整備計画について
 中村 光男 議員 一、川越城の復元について
 二、市営駐車場の建設について
 菊地 実 議員 一、民生委員の推せんについて
 二、地名変更(大字)について
 間仁田 春二 議員 一、公営施設の利用と開放につ



- 十月九日 午前十一時に、狭山市議会議員十一名が、行政視察のため来庁し、「市民体育館」について、視察されました。
 十月十二日 日より十六日までの五日間にわたって、市議会議員が「第三十三回全国都市問題会議」に出席し、都市の自然環境」について、討議いたしました。
 十月十六日 午前十時三十分、高槻市議会議員九名が、行政視察のため来庁し、「商工行政」について「視察」されました。
 十月二十一日 午後二時より、川越市商工会議所において、「川越婦人経営者クラブ発会」の披露があり、市議会議長が出席いたしました。
 十月二十九日 午前十時より、「県道川越上尾線開平永久橋架設促進期成同盟会通常総会」が開催され、市議会議長が、出席いたしました。
 十月二十八日 午前十時に、長崎市議会議員が、行政視察のため来庁し、「商工・農林行政について」など、視察されました。
 また、午前十時三十分より、掛川市議会議員十名が、行政視察のため来庁し、「交通行政について」など、視察されました。
 十月二十七日 午後三時より、栃木県において、「関東市議会議長会理事會」が、開催され、市議会議長および市議会事務局長が出席し、「各市議会提出案件について」など、協議いたしました。
 十月二十六日 午後三時に、宇治市議会議員八名が、行政視察のため来庁し、「建設行政について」視察されました。



〔議 場〕

- 後閑 芳雄 議員 一、養護学校跡地について
 二、汚水処理について
 山村 健 仁 議員 一、公害問題について
 二、地元負担金について
 三、交通安全について
 四、公民館について
 木村 豊太郎 議員 一、財政問題について
 二、中小企業問題について
 三、学校給食問題について
 水口 和夫 議員 一、学校内販売について
 二、請負契約について
 安田 謙之助 議員 一、交通問題について
 二、福祉、教育行政について
 三、市街地水洗化の普及状況について
 二、交通安全協会と支部について
 中村 源次 議員 一、市民生活環境整備について
 二、都市づくりについて
 矢部 正左衛門 議員 一、自然公園の設置について
 二、農業振興対策について
 大泉 清 議員 一、防災対策について
 二、あき地対策について
 中野 清 議員 一、商業振興対策について
 二、川越駅前整備計画について
 中村 光男 議員 一、川越城の復元について
 二、市営駐車場の建設について
 菊地 実 議員 一、民生委員の推せんについて
 二、地名変更(大字)について
 間仁田 春二 議員 一、公営施設の利用と開放につ

決 議

市議会第六回定例会第十四日(十月四日)に
 ▽ 日本国と中華人民共和国との国交回復に関する決議
 が、提出者・関根永吉議員、賛成者・木村豊太郎議員ほか十名より、提案され、提案理由の説明・討論のち「記名投票」による採決を実施した結果、賛成少数により、否決されました。
 ▽ 沖繩に関する決議
 も、提出者・新山昌司議員、賛成者・木村豊太郎議員ほか十名より、提案され、提案理由の説明・討論のち「記名投票」による採決を実施した結果、賛成少数により、否決されました。